

令和 8 年度

南陽ポンプ場 維持管理業務委託

特 記 仕 様 書

山形県企業局置賜電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、令和8年度 南陽ポンプ場維持管理業務委託に適用する。

2 委託業務目的

南陽ポンプ場の適切な環境保全を図るものである。

3 委託業務概要

置賜広域水道南陽ポンプ場において、次の作業を行う。

- (1) 構内整備（構内除草及び建物周辺清掃）
- (2) 建物清掃（場内清掃）
- (3) 緊急点検（建物及び周辺施設）
- (4) 除雪工（構内除雪及び出入口周辺除雪）

4 委託業務範囲

本仕様書は、委託業務の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

5 法令等の遵守

業務の履行にあたっては労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。

6 疑義の解釈

この仕様書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈によるが、仕様書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

7 施工上の注意事項

受注者は、作業予定の概ね10日前に現地状況を確認したうえで、別途発注工事及び業務委託の施工に伴い、本業務の施工に支障がある場合は、関係者間で十分調整のうえ、対応について、監督職員と協議するものとする。

第2節 安全管理

1 共通事項

- (1) 誤って機械設備、構築物を破損させた場合は、発注者に速やかに報告すること。
- (2) 万が一事故等が起きた場合、発注者に速やかに報告するとともに必要な処置をとること。

2 事故防止

- (1) 常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めること。
- (2) 事故防止のため、作業に入る前、作業の再開の都度KYK（危険予知活動）を実施するものとし、事前に作業に対しての危険箇所や作業の内容を作業員全員で把握すること。
- (3) 作業を計画する段階で作業内容を把握するとともに、危険作業及び危険な箇所を確認し安全に作業を実施すること。
- (4) ポンプ場に設置しているポンプ等の回転部においての作業は行わないこと。また、初めて作業に従事する者については安全教育を事前に実施すること。
- (5) 業務中に交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をすること。
- (6) 委託箇所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務に伴い支障を及ぼさないよう関係者と協議のうえ、必要な処置を行うこと。
- (7) 以上の項目において、作業員の十分な安全が確保できない場合は作業を中止すること。

3 安全管理

- (1) 作業責任者は、作業者の行動及び作業現場の状況を常に把握し、作業を安全に遂行すること。
- (2) 作業責任者は、作業前までに作業者全員に作業の内容や危険箇所等を周知すること。
- (3) 作業者には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。
- (4) 各作業において、作業責任者を含め常に複数の作業員で作業を行うものとし、作業中においても作業員同士の動きにも注意を払うこと。
- (5) 作業中に事故が発生した場合には、消防及び警察に連絡をとるとともに速やかに発注者に連絡を入れること。また、現場管理や安全対策を怠ったことに起因する事故については、受注者の責任において対処すること。

4 緊急時の連絡網の確保

- (1) 作業の開始前や終了後の連絡、緊急時において常に連絡方法を確保しなければならない。
- (2) ポンプ場内への入退時は、電話を使用し発注者に連絡すること。

5 整理・整頓

作業中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用の都度整理・整頓しておかなければならない。

第3節 提出書類

1 一般事項

受注者は、次項の書類等を発注者に提出すること。

No.	品 目	様 式	提出期限	部数
1	作業責任者届	任意	契約時	2
2	作業計画書	任意	契約後速やかに	1
3	作業日報	任意	作業月の月末	1
4	作業状況写真	任意	作業月の月末	1

第2章 業務内容等

第1節 場内整備

1 業務内容

(1) ポンプ場の除草

- ・ポンプ場法面部とポンプ場に隣接する水路法面部の草刈を行う。
- ・実施時期は6月、9月の2回を予定しているが、発注者と打合せのうえ実施日を決定すること。
- ・肩掛け式草刈機の使用には十分な注意を払い、保護メガネ、防振手袋等を使用し、作業を行うこと。
- ・草刈と同時に水道用地と用地境界杭の状況確認を行うこと。
- ・不具合箇所があった場合は写真を撮影し報告すること。

(2) ポンプ場周辺の清掃

- ・ポンプ場の場内や側溝に飛散している砂利や土砂を除去し、発注者の指示する場所に運搬集積する。
- ・実施時期は、5月、9月の2回を予定しているが、発注者と打合せのうえ実施日を決定すること。

第2節 建物清掃

1 業務内容

- (1) 南陽ポンプ場の衛生環境を保ち適切な運転管理ができるように、ポンプ場内の清掃を実施するものである。
- (2) 作業は、南陽ポンプ場建物内の床面掃き掃除、床面モップ掛け、監視室エアコンフィルタの清掃、ガラス窓・壁面の清掃、玄関給気フィルタの清掃、その他業務完了のため当然行うべき事項を行う。
- (3) 清掃回数は、偶数月に各1回の計6回を計上している。天候条件等により実施時期が変動することも予想されるので、発注者と打合せを行うこと。

2 作業方法

(1) ポンプ場内の清掃

- ・ポンプ場内床面は、集塵機により塵を吸除しその後水拭きを行なうこと。
- ・壁面及び窓、扉ガラスは水拭き後空拭きすること。
- ・ポンプ室配管が結露により濡れている場合は、管を空拭きするとともに管下のトレイに溜まった結露水をすてること。

(2) 便所、手洗器の清掃

- ・扉、便所面台のへだて部分拭き、手洗器、流し台及び水洗拭き、衛生陶器洗浄等を行うこと。

(3) 監視室エアコンフィルタ清掃

- ・エアコンフィルタを取り外し、埃を除去すること。

(4) 玄関給気口フィルタ清掃

- ・玄関給気フィルタに埃が多く付着しているのを確認した場合、高圧洗浄機を用いて清掃すること。

(5) 作業用消耗品

- ・清掃に必要な消耗品は発注者側において支給するので、不足するものがあれば事前に発注者に報告すること。

3 注意事項

- (1) 送水ポンプを運転しながらの清掃作業であることから、機器類や操作レバー・スイッチ類には絶対触れず、機器類に水をかけないよう水拭きを行うこと。
- (2) 万が一、機器類や操作レバー・スイッチに触れたり、機器類に水を飛散させた場合には、速やかに発注者に連絡し、必要な処置を行うものとする。
- (3) 事故防止のため、配電盤・キュービクルの扉は絶対開けてはならない。
- (4) 機器の分解清掃や内部の清掃を行うものではなく、外側の拭き掃除であっても、モーターなどの稼働部がある場合は巻き込まれる危険があるために、概ね 30cm 以上離れた部分までの清掃とすること。

4 作業予定

作業当日、積雪及び天候状況等に問題がある場合は、作業実施の良否を発注者と協議した後に作業開始することとし、勝手に作業を行わないこと。

第3節 緊急点検

1 業務内容

- (1) 地震や風水害などの自然災害が発生した場合は、発注者の指示により南陽ポンプ場建物等の点検を行い、その結果を電話と別紙様式により発注者に報告を行う。
- (2) 南陽市で震度4以上の地震が観測された場合は、発注者からの指示がなくとも出動し点検を行い、その結果を電話と別紙様式により発注者に報告を行う。
- (3) 点検開始時、及び、点検完了時には、速やかに発注者に電話連絡を入れること。
- (4) 不測の事態により施設に近づけない場合は、発注者に報告し指示を仰ぐこと。
- (5) 緊急点検回数を1回（訓練1回）計上しているが、実績により変更対象とする。

第4節 除雪工

1 業務内容

- (1) ポンプ場構内の機械除雪、ポンプ場出入口と門扉部の人力除雪を行うものである。
 - ・ 構内除雪 除雪ドーザは5ヶ年平均の9時間を計上している。
 - ・ 出入口周辺除雪 道路除雪により門扉前に溜まった雪等の人力による除雪を5ヶ年平均の14時間を計上している。
 - ・ 実施日については発注者と打合せのうえ決定するものとし、作業時間については実績に応じ変更するものとする。
- (2) 除雪車両を運転する者は、所定の資格（車両系建設機械運転技能特別講習修了書等）を有し、資格証の写し及び車両検査証の写しを発注者に提出すること。
- (3) 除雪作業により構築物等を損傷するのを防止するため、降雪前に除雪箇所状況を調査確認しておくこと。
- (4) 排雪作業が必要になった場合は、その都度監督職員と協議する。

南陽ポンプ場 緊急点検項目

項目(箇所)	点検時刻	構造物の 状態	漏水・漏油 の有無	機器異常の 有無	その他異常 の有無	その他
建物 外側						
建物 内側						
電気室						
監視室						
ホール						
風除室						
ポーチ						
倉庫						

※ 建物については、法面の状況、立入防止柵等建屋周りも含む。

点検日時 令和 年 月 日

〇時〇分～〇時〇分

点検者 会社名_____

氏名_____

氏名_____

南陽ポンプ場施設清掃作業日報

作業日時	令和 年 月 日 () : ~ :		
定期清掃		臨時清掃	
作業場所及び作業内容			
作業場所	作業内容	その他（作業）	
ポーチ・倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・床面清掃 ・壁清掃 		
風除室・ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・床面清掃 ・壁清掃 ・扉ガラス清掃 		
電気室	<ul style="list-style-type: none"> ・床面清掃 		
ポンプ室	<ul style="list-style-type: none"> ・床面清掃 ・結露対応 		
監視室	<ul style="list-style-type: none"> ・床面清掃 ・窓清掃 ・エアコンフィルタ清掃 		
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・床面清掃 ・壁清掃 ・扉及びトイレブース清掃 ・洗面器及び水栓洗浄 ・便器洗浄 ・鏡清掃 		
玄関給気口	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタ清掃 (塵芥が付着している際適宜) 		
作業責任者及び作業従事者		作業中における異常の有無	
作業責任者 作業従事者			
提出日	令和 年 月 日	確認日	令和 年 月 日
作成者	印	県側職員	印